

## ヒューマンサービス学会 会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ヒューマンサービス学会 (Japanese Human Services Society) と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、〒238-0013 神奈川県横須賀市平成町 1-10-1 神奈川県立保健福祉大学内とする。

### 第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、わが国におけるヒューマンサービスの理念と実践の深化発展および普及啓発を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 学会誌等の発行
3. ヒューマンサービスに関する調査・研究
4. ヒューマンサービスに関する教育・研究・実践の有機的循環を促進する活動
5. その他理事会が必要と認めた事業

### 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員
2. 学生会員
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(正会員)

第6条 正会員とは、本会の目的に賛同する者であってヒューマンサービスに関心がある研究者または実践家であり、総会で定める会費を納入した個人をいう。なお、既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

2. 正会員は総会に出席し、議決権を行使することができる。
3. 正会員は、会誌に投稿し、学術集会で発表し、会誌等の配布を受けることができる。

(学生会員)

第7条 学生会員とは、大学学部にて在学し、正会員1名の推薦があった個人をいう。

2. 学生会員は、総会への出席および議決権の行使はできない。

3. 学生会員は、会誌等の配布を受けることができる。
4. 学生会員は、大学学部を卒業するとその資格を失う。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、ヒューマンサービスの発展に寄与し、本会の目的に賛同する者であつて、理事会の承認を得たものをいう。

2. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
3. 名誉会員は、総会議決権の行使以外の正会員の権利を有する。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は、本会の目的に賛同する個人または団体であつて、正会員1名の推薦により理事会の承認を得たものをいう。

2. 賛助会員は、総会で定める会費を納入する。なお、既納の会費は、いかなる事由があつても返還しない。
3. 賛助会員は、会誌等の配布を受けることができる。

(退会)

第10条 会員は、次の理由によりその資格を失う。

1. 退会
  2. 会費の滞納
  3. 死亡または失踪宣告
  4. 除名
2. 退会を希望する会員は、退会届を理事会に提出しなければならない。
  3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく反する行為のあつた会員は、総会の議を経て除名することができる。

#### 第4章 役員および学術集会長

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 3名
3. 理事 15名以内（うち1名が理事長、3名が副理事長）
4. 監事 2名

(役員を選任)

第12条 役員を選出は、次のとおりとする。

1. 理事長は、理事の互選により選出し総会の承認を得る。
2. 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、総会の承認を得る。
3. 理事は、正会員の中から選出し、総会の承認を得る。
4. 監事は、正会員の中から選出し、総会の承認を得る。
5. 役員を選出に関する規定は、別に定める。

(役員任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

(役員の職務)

第14条 役員は、次の職務を行う。

1. 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ決められた順位によりこれを代行する。
3. 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
4. 監事は、本会の会計および資産を監査する。

(役員報酬)

第15条 役員は無報酬とする。ただし、本会のために要した費用は支弁することができる。

(顧問および名誉顧問)

第16条 本会に、若干名の顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2. 顧問および名誉顧問は、理事会において選任する。
3. 顧問および名誉顧問は、ヒューマンサービスに関する有識者等をもって充てる。
4. 顧問および名誉顧問は、本会の会議に出席して、意見を述べるることができる。

(学術集会長)

第17条 学術集会長は、正会員の中から選出し、理事会の承認を得る。

(学術集会長の任期)

第18条 学術集会長の任期は、当該学術集会の前の学術集会終了日の翌日から当該学術集会終了日までとする。

## 第5章 会議

(会の構成)

第19条 本会に次の会議を置く。

1. 理事会
2. 総会

(理事会)

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事会は、リモート会議を含めた定例会議を年4回以上開催する。ただし、理事の3分の1以上からの請求および監事からの請求があったときは、理事長は臨時にこれを招集しなければならない。
3. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。なお、委任による出席は、これを認めない。
4. 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が召集する。総会の議長はその都度、出席正会員の中から選出する。

2. 総会は、正会員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
3. 通常総会は、年1回開催する。
4. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上から議事を示して請求があったときは、理事長が召集して開催する。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

1. 事業報告および収支決算に関する事項
2. 事業計画および収支予算に関する事項
3. 会則変更に関する事項
4. 総会で決するものとして法令または本会則で定められた事項
5. その他理事長または理事会が必要と認める事項

(総会の議決)

第23条 総会の議決は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。なお、過半数の同意には、委任状および議決権行使書を提出した者を含む。

## 第6章 学術集会

(学術集会)

第24条 学術集会は、学術集会長が主宰して開催する。

2. 学術集会の運営は、学術集会長が裁量する。
3. 学術集会の講演抄録は、学会誌に掲載することができる。

## 第7章 学会誌等

(編集委員会)

第25条 学会誌等を発行するため、本会に編集委員会を置く。

2. 編集委員長は、正会員の中から理事長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第8章 会計

(予算・決算)

第26条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の予算および決算は、理事会の議を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は各年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

(学術集会计)

第28条 学術集会の費用は、大会参加費をもって充てる。ただし、その決算報告は理事会において行う。

## 第9章 会則の変更

(会則の変更)

第29条 本会則の変更は、理事会の議を経て総会の承認を受けなければならない。

## 第10章 事務局

(事務局)

第30条 本会の事務処理をするため、事務局を置く。

2. 事務局には、理事の中から選出する事務局長を置く。

## 第11章 雑則

(雑則)

第31条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

## 補則

本学会発足時の理事長および理事、監事は、当面の間、第12条の規定にかかわらず発起人が務めることとする。ただし、選挙規程等が整備された後の選任は、同条の規定による。

付則 本会則は、2023年3月20日から実施する。